

第4回 世田谷区介護サービスネットワーク運営委員会

実施日時 令和8年7月21日(火) 18:30~19:30

実施方法 Zoom

参加者 徳永、柴田、丸茂、丸井、桑谷、上保、水口、富樫、國居

(区)介護保険課事業者支援担当 安田係長 木村

(研修センター) 木本センター長 枝係長 村木

1. 報告・連絡事項

(1) 介護保険課からの報告

【世田谷区の情報】

昨年度 処遇改善加算実績報告書の提出期限について(安田係長)

提出期限は7月末日。対象事業所は期日までの提出を。

(2) 研修センターからの報告・連絡

熱中症対策の徹底について(木本氏)

猛暑が続いており、気温が体温並みに達する日も予測。訪問スタッフおよび利用者様の熱中症予防・体調管理の徹底を。

ホームページ(Google マップ)掲載情報の更新について(村木氏・徳永代表・柴田氏)

要望: 会員事業所の住所変更(1件)および新規追加店舗のマップ反映・更新を。

対応: 会員事業所マップはGoogle マップのデータを参照しているため、ウェルモ社経由での更新手順を確認し、関係者にメール(CC)で連絡・対応

(3) 徳永代表からの報告

① 暑さ対策施策の活用について

世田谷区および東京都で実施されている暑さ対策等の各種支援施策を積極的に活用すること。(対象サービス種別の確認が必要)。

② 定時総会の御礼と個人会員からのご意見について

総会が無事終了。個人会員(桑原氏)より「介護サービスネットワークが中心となり、事業者間OJT推進や研修講師の相互派遣、事業者間交流など、より具体的な事業者支援を行うべき」とのご指摘・ご提案をいただく。来年度に向けて改善・具体化を検討

③ 世田谷福社區民学会への参加および会費について

ネットワークの5部会(訪問介護部会、通所連絡会、訪問看護連絡会、福祉用具部会、研修・地域部会)として学会会費を納入することを承認(予算計上済み)。

会員事業者からの実践事例・演題発表の積極的な応募の呼びかけを実施予定。

- ④ 世田谷区社会保障推進協議会(社保協)および区長懇話会での要望活動について
介護職員の処遇改善(特に非常勤・短時間労働者への支援)について要望を提出

【要望要旨】

東京都の居住支援策等は週 20 時間以上(月約 80 時間以上)勤務の職員が対象だが、登録ヘルパー等の短時間労働者(週 20 時間未満)には届いていない。

月 40 時間以上勤務する短時間労働者への独自の居住支援(例:月 1 万円支給等)や、非常勤も対象とした借り上げ補助等の実施を提案。

【世田谷区の情報】【国の情報】(安田係長補足)

要望については庁内上層部での判断待ちと。また、政府の「骨太の方針」において他産業と遜色のない処遇改善・労働環境改善の方針が示されているため、これら国の方針も含めて総合的に判断される見通し。

【世田谷区の情報】(徳永代表補足)

世田谷区は過去にも「訪問系電動自転車購入補助」や「保育士補助」などを先進的に導入した実績があるため、介護分野での手厚い支援を期待し、今後も区議会議員等へ現場の実状を伝えていく。

2. 質疑応答

質問1(富樫氏)

代表が各種会議等で発言される際、「一事業者の個人意見」というスタンスをとられているとのことだが、行政や関係機関との認識の整合性や、ネットワーク代表としての発言との整理をどのように捉えているか。

回答(徳永代表)

ネットワーク全体で完全に意見を集約できていないわけではないため、誤解を防ぐ目的で「個人・自事業所としての意見」と前置きして発言している。

回答(世田谷区介護保険課 安田係長)【世田谷区の情報】

行政の計画策定委員会等の会議体では代表者意見として受け止める側面もあるが、発言時に「個人・自事業所の意見」と前置きがあれば、行政側もその前提を認識した上で意見を拝聴・考慮。

質問2(丸山氏)

昨年度実施された世田谷区の「事業者向け経営コンサルティング事業(経営改善事業)」について、支援を受けた事業者側の具体的な話を聞く機会や、今後の展開はあるか。

回答(徳永代表)

自社で受託した体験としては、業務フローの見直しや整理・均一化に非常に大きな効果があった(ただし直ちに数値改善へ直結するかは別問題)。

回答(世田谷区介護保険課 安田係長)【世田谷区の情報】

本事業は選定された 8 事業者のみで完結するものではなく、課題と改善事例をまとめて他の事業者へ横展開することを前提。現在、その共有・横展開の方法を準備・検討中であり、整い次第提示される予定。

3. 意見・問題提起

意見1:福祉用具事業における課題について(糸谷氏・福祉用具部会)

【要旨】

(1)駐車問題

引越業者等と比較して、福祉用具の搬入・設置時や訪問看護等の車両に対する駐車禁止除外・配慮が不十分であり、現場の大きな負担となっている。

(2)不要ベッド処分等のシャドーワーク(グレーゾーン業務)

利用者の既設ベッド撤去・廃棄処分などを、他社との競合上、無償や赤字で引き受けざるを得ない構造が存在。これは本来の業務範囲を超えた不適切な業務(シャドーワーク)であり、特に小規模事業者の経営を圧迫。

(3)要望

これらが福祉用具事業者の本来業務ではないことの周知徹底や、行政・各種会議の場での課題共有・是正を求めたいと考える。

【返答(徳永代表)】

現場の課題を積極的に声に出して発信することが極めて重要。過去の訪問入浴における駐車配慮の例のように、行政や議員との懇談の場などを通じ、現場の実状を継続して伝えていく。

4. 次回日程

日時: 8月18日(火) 18:30~19:30 形式: Zoom(オンライン)